



夏季死亡災害ゼロ101日運動通信

【運動期間：令和4年6月1日～令和4年9月9日】

令和4年
特別号

第73回全国労働衛生週間の実施について

令和4年10月1日(土)～7日(金) [準備期間:9月1日～30日]

労働災害の防止につきまして、日頃より格別の御理解、御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を通じて労働者の健康を確保するため、中央労働災害防止協会と共同で「全国労働衛生週間」を主唱しております。

本年のスローガンは、

あなたの健康があってこそ
笑顔があふれる健康職場

実施要綱
です。



各事業場の皆さまにおかれましては、全国労働衛生週間実施要綱及びリーフレットをご覧ください。本運動通信特別号記載の記事等を参考に、労働衛生管理活動の着実な実行に取り組んでいただきますようお願いします。

準備期間(9月1日～30日)に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょ

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組み
- 労働災害予防的観点からの高齢労働者に対する健康づくり
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の腰痛の予防対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保

全国労働衛生週間(10月1日～7日)に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文、写真、標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



一 関 労 働 基 準 監 督 署

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、ストレスチェック制度を含めたメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

また、地域窓口（地域産業保健センター）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

- 産業保健総合支援センター（さんぽセンター）
<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、職場復帰支援の取り組み事例などを紹介しています。

- 働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」
<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取り組み事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

- 治療と仕事の両立支援ナビ
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

- 働き方の現状が把握できる「自己診断」等（働き方・休み方改善ポータルサイト）
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



- 各種助成金や無料相談窓口の紹介等（働き方改革特設サイト）
<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top>



職場における新型コロナ対策

職場における感染症防止対策の基本事項「取組の5つのポイント」やチェックリスト、各種リーフレットなど、感染予防や健康管理に関する情報を提供しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体、個人等でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

- 加盟申請はこちら（加盟は無料です）
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



化学物質管理

化学物質のラベル・SDSの作成、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施するための情報を提供しています。

- 職場のあんぜんサイト
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレス、喫煙など心身の健康状態についての調査結果を公表しています。安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

- 職場における熱中症予防情報
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>
- 職場における受動喫煙防止対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html
- 労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

法改正について

労働安全衛生法の改正が多く予定されています。各改正事項についてリーフレット等のご確認をお願いします。

【労働安全衛生法の新たな化学物質規制～令和6年4月1日までに自律的な管理へ】

厚生労働省は、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部を改正しました。本改正では、規制の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の整備拡充等を前提として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づきばく露防止のための措置を適切に実施する制度を導入するものです。

改正リーフレット



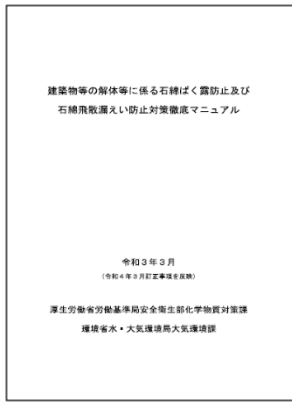
改正省令通達



【改正石綿障害予防規則が順次施行されています】



石綿総合情報ポータルサイト



建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び飛散漏えい防止対策徹底マニュアル



石綿含有の有無に関する事前調査やその結果報告、石綿飛散の危険性に応じた措置等について、石綿障害予防規則が改正されています。石綿総合情報ポータルサイトや「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」等を確認の上、適切な措置を講じてください。

石綿総合情報ポータルサイト

検索

【職場における労働衛生基準が変わりました】

多様な労働者の働きやすい環境整備への関心の高まり等の社会状況の変化を踏まえ職場における労働衛生基準が改正されました。

改正・見直しの主な項目は、

- ・照度
- ・便所
- ・休養室、休養所
- ・休憩の設備
- ・更衣室、シャワー設備等
- ・温度
- ・Co、CO2含有率測定法
- ・救急用具
- ・発汗作業にかかる措置

詳細は、パンフレットをご確認ください。



【歯科健診の結果報告の人数要件が撤廃されます】

労働安全衛生法では、一定の有害な業務に従事する労働者に対して、歯科健康診断を実施することが義務づけられています。

現行法では、その結果の報告義務の対象は常時50人以上の労働者を使用する事業者となっていますが、今年の10月より、労働者の人数にかかわらず、歯科健康診断を実施した場合には、所轄労働基準監督署への報告が必要になります。

※ 有害な業務とは、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務(安衛令第22条第3項)のことです。

また、報告様式についても、現行の「定期健康診断結果報告書(安衛則様式第6号)」から、新たに定められる「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書(様式第6号の2)」に変わります。

| | 現行 | 令和4年10月より |
|-------------|---------------------|--------------------------|
| 歯科健康診断実施対象者 | 有害な業務に従事する労働者 | |
| 歯科健康診断の報告義務 | 常時50人以上の労働者を使用する事業者 | 労働者の人数にかかわらず、実施対象者がいる事業者 |



改正リーフレット



労働衛生の現況について

全国における令和3年の業務上疾病者数(休業4日以上)は、28,071人と、令和2年の15,038人と比較して+13,033人(+86.7%)と大幅な増加となっている。

業務上疾病を疾病分類別にみると、「病原体による疾病」が、19,494人(前年比+13,033人、+202%)と最も多く、全体の約7割を占めている。「病原体による疾病」のうち、新型コロナウイルス感染症り患によるものが19,332人と大部分を占めている。

次いで「負傷に起因する疾病」が6,731人で前年比+198人(+3%)となっている。「負傷に起因する疾病」のうち、災害性腰痛が5,847人と8割強となっている。

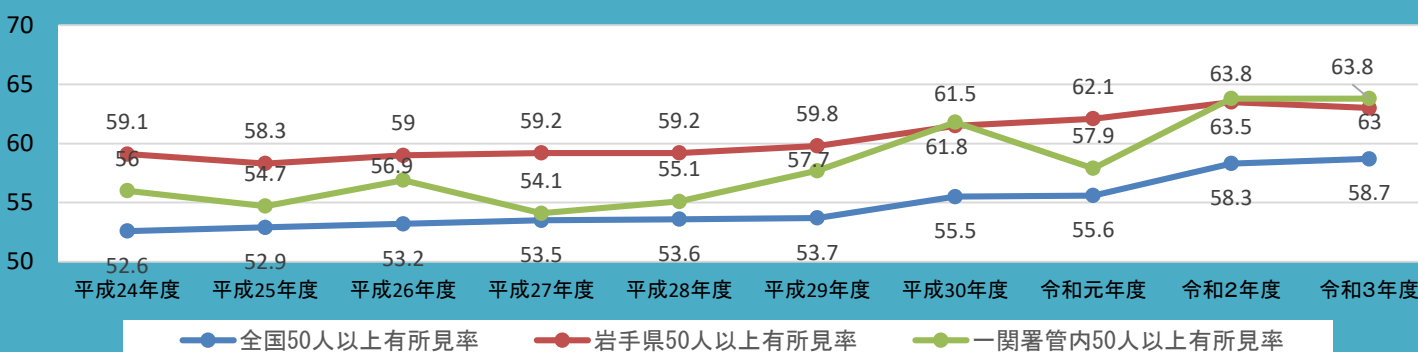
業務上疾病者数の推移(全国)



定期健康診断の有所見率は、全国的に増加傾向にあり、令和3年の全国の有所見率は58.7%となっている。岩手県の有所見率は63%と全国平均を上回る数値となっている。

全国ワースト8位(1位:滋賀県52.9%、ワースト1位:沖縄県70.4%)となっている。一関監督署管内の有所見率は、63.8%と岩手県平均を若干上回る数値となっている。

定期健康診断結果有所見率の推移



【一関監督署管内の健康診断結果について】

一般定期健康診断結果の有所見率は、63.8%で前年と同数となっている。

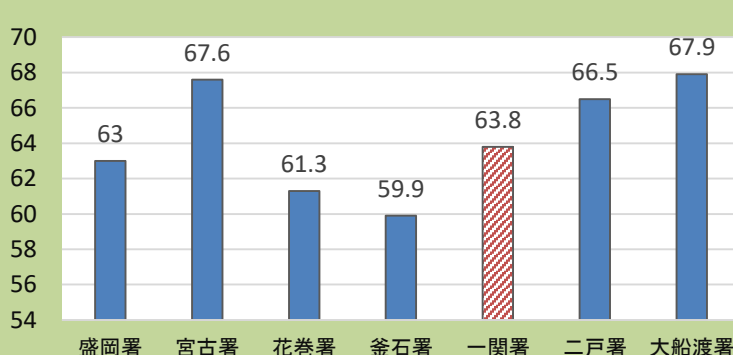
検査項目別では、「血中脂質(30.9%)」、「肝機能(18.7%)」、「血圧(16.8%)」が高い有所見率となっている。

業種別では、「運輸交通業(74.9%)」、「建設業(71.9%)」、「清掃業(70.9%)」が高い有所見率となっている。」

特殊健康診断では、「有機溶剤等健診」「特定化学物質健診」で、全国平均を上回る有所見率となっているが、前年からは減少している。

「鉛健診」、「電離放射線健診」では、全国平均を下回る有所見率となっている。

令和3年定期健康診断結果有所見率(署別)



安全衛生関係統計

業務上疾病発生状況等調査

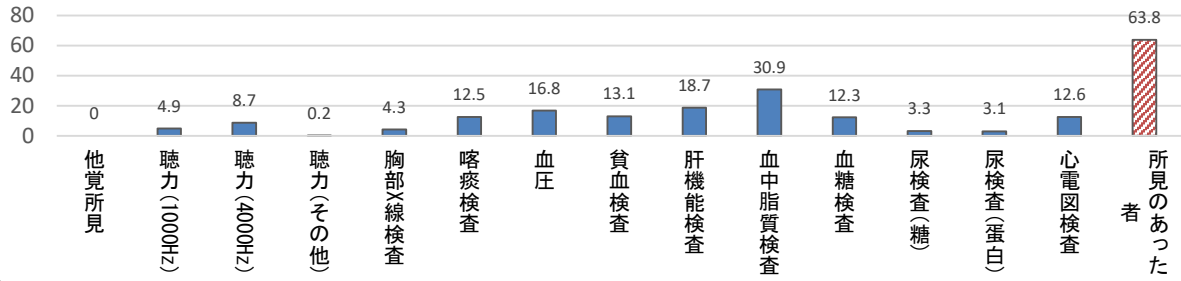
詳細な数値等(全国)については厚生労働省ホームページ内で公表しています！



健診項目別・業種別定期健康診断有所見率

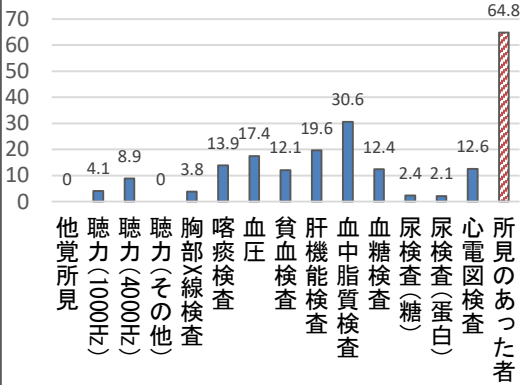
令和3年定期健康診断結果有所見率(全産業)一関署管内

単位：%



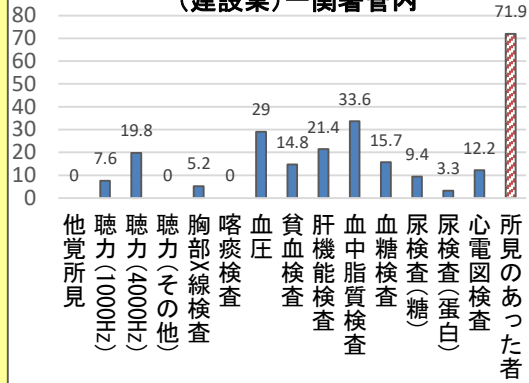
令和3年定期健康診断結果有所見率(製造業)一関署管内

単位：%



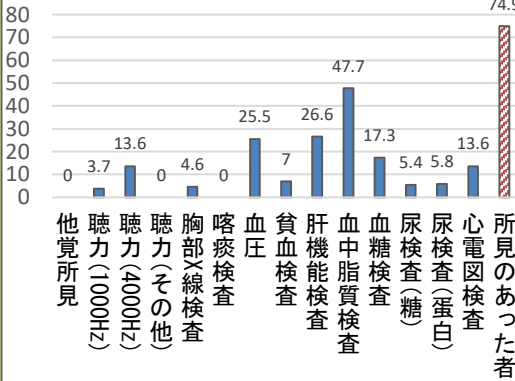
令和3年定期健康診断結果有所見率(建設業)一関署管内

単位：%



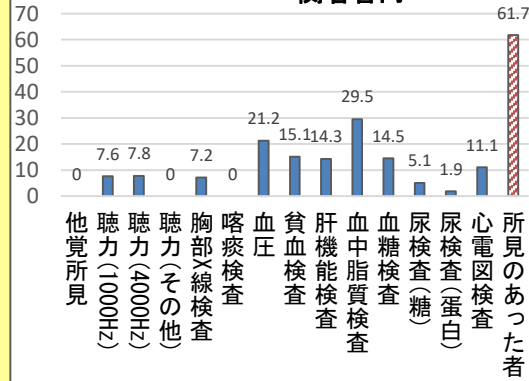
令和3年定期健康診断結果有所見率(運輸交通業)一関署管内

単位：%



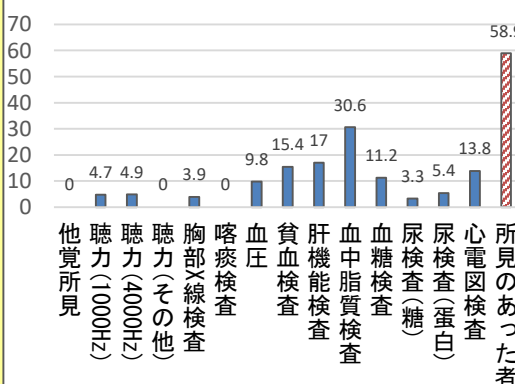
令和3年定期健康診断結果有所見率(商業)一関署管内

単位：%



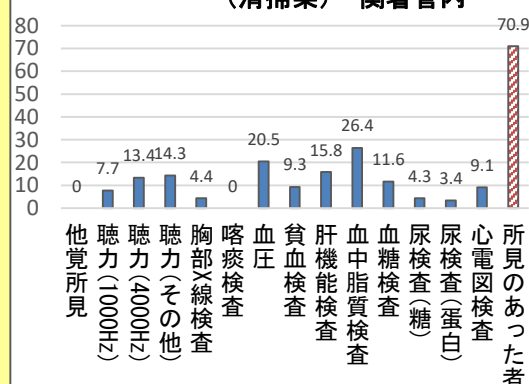
令和3年定期健康診断結果有所見率(保健衛生業)一関署管内

単位：%



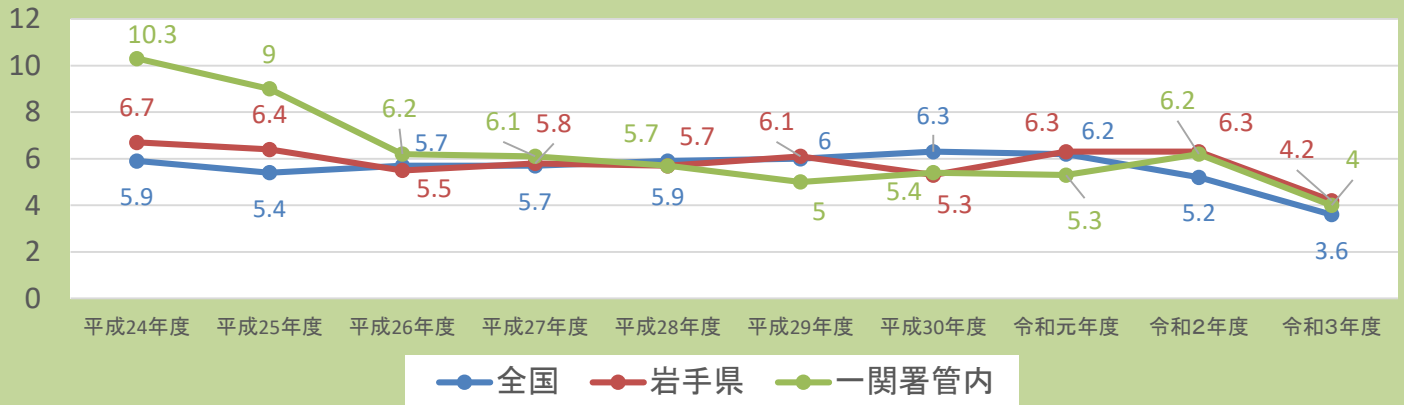
令和3年定期健康診断結果有所見率(清掃業)一関署管内

単位：%

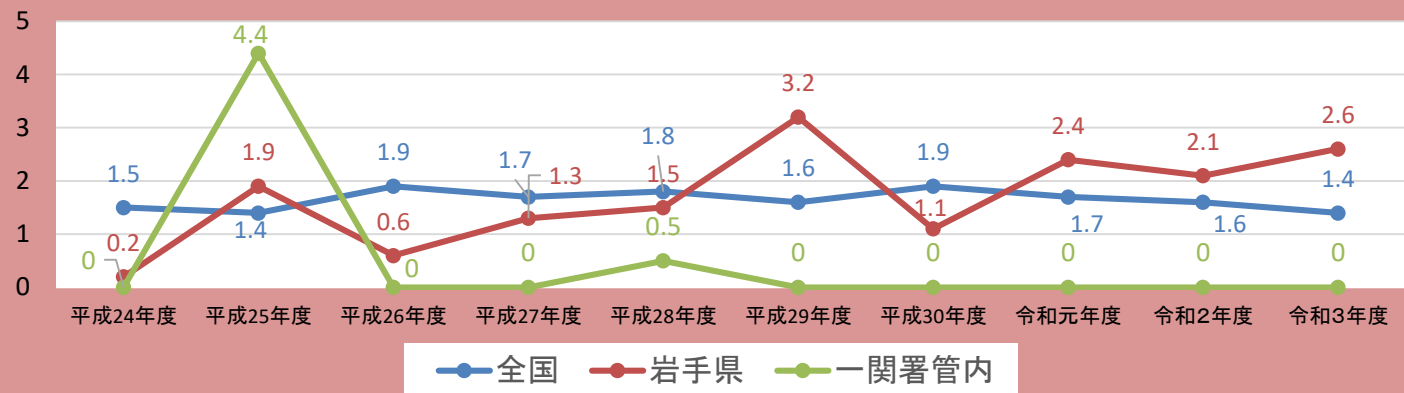


特殊健康診断有所見率の推移

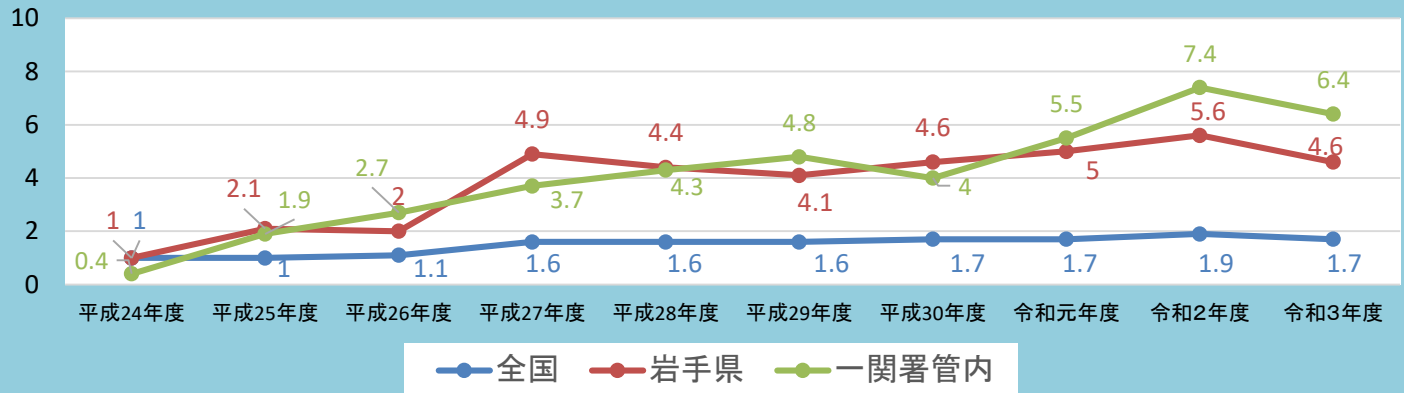
有機溶剤等健康診断結果有所見率の推移



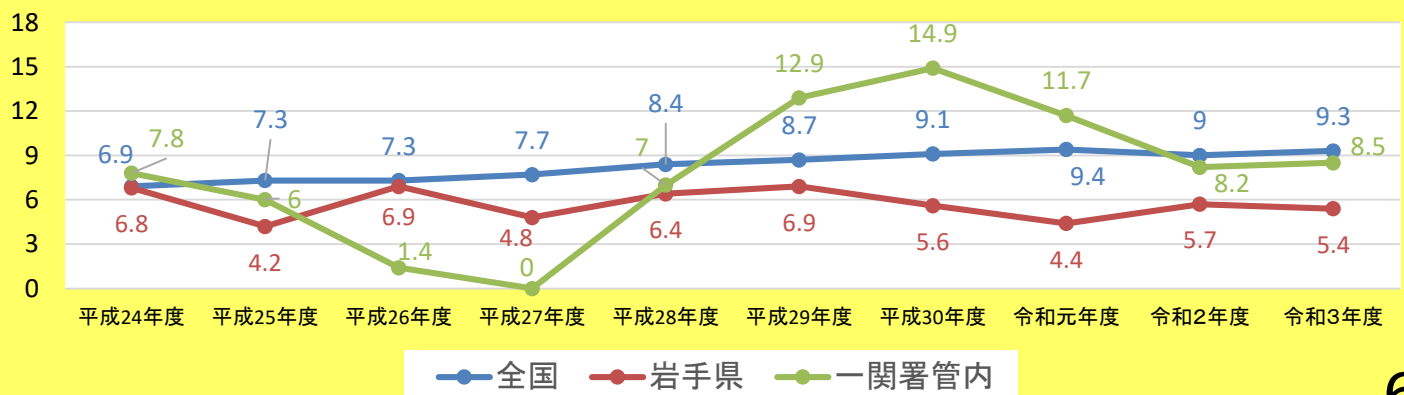
鉛健康診断結果有所見率の推移



特定化学物質健康診断結果有所見率の推移



電離放射線健康診断結果有所見率の推移



令和4年度 全国労働衛生週間 岩手労働局長メッセージ

全国労働衛生週間（10月1日から7日まで）は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第73回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

労働者の健康をめぐる状況を見ますと、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害防止及びメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止などへの取組が課題となっておりましたが、さらに、病気を抱えた労働者に対する治療と仕事の両立支援や高年齢労働者の健康に配慮した職場環境づくりへの取組も重要な課題となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、感染予防対策の徹底が求められています。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「 あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場 」

を全体のスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとします。

各事業場におかれましては、10月1日から10月7日の週間中に、職場巡視、優良職場や功績者等の表彰、各種行事などを実施していただき、また、9月1日から9月30日の準備期間中は、過重労働による健康障害防止のための総合対策、労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策、転倒・腰痛災害の予防、労働災害の予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくりの推進、化学物質による健康障害防止対策、石綿による健康障害防止対策、治療と仕事の両立支援対策などを重点事項として実施していただくようお願いいたします。

本週間を契機として、事業場における労働衛生意識の高揚が図られるとともに、自主的な労働衛生管理活動が一層促進されることにより、本県の労働衛生水準が更に向上することを祈念いたしまして、私からのメッセージといたします。

令和4年9月1日

厚生労働省 岩手労働局長

稲原 俊浩

「全国労働衛生週間 実施事項等チェックリスト」

※本チェックリストは、事前に「全国労働衛生週間実施要綱」をご一読の上、実施事項を確認してからご活用ください。

| ● 全国労働衛生週間に実施する事項 | | | |
|--|--|-----------|-----|
| 実 施 項 目 | | 実施 予定日 | 実施日 |
| 1 | 事業者又は総括安全衛生管理者が職場を巡視する。 | | |
| 2 | 労働衛生旗を掲揚し、スローガン等を掲示する。 | | |
| 3 | 労働衛生に関する優良職場、功績者等を表彰する。 | | |
| 4 | 有害物の漏洩等、緊急時の災害を想定した実地訓練を行う。 | | |
| 5 | 講習会を開催する等、労働衛生意識の高揚を図るための取組を行う。 | | |
| ● 全国労働衛生週間の準備期間中に実施する事項（日常の労働衛生活動の総点検） | | | |
| 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進 | | | |
| 1 | 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善によるワーク・ライフ・バランスを推進しているか。 | | |
| | 事業者がワーク・ライフ・バランスの推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の意思表示を行っているか。 | | |
| | 労働時間の状況の把握、長時間労働者に対する医師の面接指導、健康診断の事後措置を行っているか。 | | |
| | 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底を行っているか。 | | |
| | その他 | | |
| メンタルヘルス対策の推進 | | | |
| 2 | 事業者がメンタルヘルス対策を推進するための意思表示を行っているか。 | | |
| | 4つのケア（セルフケア、ラインケア、事業場内スタッフによるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供を行っているか。 | | |
| | 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境を整備しているか。 | | |
| | ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組を行っているか。 | | |
| | その他 | | |
| 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進 | | | |
| 3 | 職場における感染症対策の基本である「取組の5つのポイント」に基づく、事業場内の感染防止対策実施状況の確認と徹底を行っているか。 | | |
| | 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用した感染拡大防止対策の検討及び対策を実施しているか。 | | |
| | その他 | | |

| | | | |
|--------------------|---|--|--|
| 高年齢労働者に対する健康づくりの推進 | | | |
| 4 | 事業者による高年齢労働者の労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明が行われているか。 | | |
| | 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、設備的対策、作業内容の見直し等を行っているか。 | | |
| | 高年齢労働者の身体機能の維持向上のための取り組みを行っているか。 | | |
| | その他 | | |
| 化学物質による健康障害防止対策の推進 | | | |
| 5 | 有機則、特化則、粉じん則等、関係省令が遵守されているか確認する。 ※ 溶接ヒュームについて、経過措置に対応したスケジュールを組む。 | | |
| | SDSの所在確認、リスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減、適切な保護具の使用等のリスク低減措置を講じているか。 | | |
| | ラベル、SDSの内容、リスクアセスメント結果について、労働者に対する教育を行っているか。 | | |
| | 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に使用していないか。 ※危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないこと。 | | |
| | 皮膚接触や飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む取扱い上の注意事項を確認しているか。 | | |
| | その他 | | |
| 石綿による健康障害防止対策の推進 | | | |
| 6 | 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者の配慮が行われているか。 | | |
| | 労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等が行われているか。 | | |
| | 石綿則の改正を踏まえた準備が行われているか。 | | |
| | その他 | | |
| 受動喫煙対策の推進 | | | |
| 7 | ガイドライン（令和元年7月1日付け基発0701第1号）に基づき適切な措置が講じられているか。 | | |
| 治療と仕事の両立支援対策の推進 | | | |
| 8 | ガイドライン（平成31年3月28日付け基発0328第29号他）に基づき適切な措置が講じられているか確認する。 | | |
| 職場における腰痛予防の推進 | | | |
| 9 | ガイドライン（令和2年8月28日付け基発0828第1号）に基づき適切な措置が講じられているか。 | | |
| 職場における熱中症予防に関する事項 | | | |
| 9 | 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づき適切な措置が講じられているか確認する。 | | |
| テレワークの推進 | | | |
| 10 | ガイドライン（令和3年3月25日付け基発0325第2号、雇均発0325第3号）に基づいた取組が行われているか。 | | |

● 継続的に実施する事項

| 実 施 項 目 | | ○、× |
|-------------|---|-----|
| 労働衛生3管理の推進等 | ① 労働衛生管理体制の確立、労働衛生管理活動の活性化 | |
| | ② 作業環境管理の推進 | |
| | ③ 作業管理の推進 | |
| | ④ 「職場の健康診断実施強化月間」を契機として健康管理の推進 | |
| | ④ 労働衛生教育の推進 | |
| | ⑤ 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく継続的かつ計画的な取組の推進 | |
| | ⑥ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成 | |
| | ⑦ 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく労働者の健康確保対策の推進 | |
| | ⑧ 職場における感染症（新型コロナウイルス感染症、ウイルス性肝炎、HIV、風しん等）熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）の取組みの推進 | |
| ⑨ その他 | | |
| 作業の特性に応じた事項 | ① 粉じん障害防止対策の徹底 | |
| | ② 電離放射線障害予防対策の徹底 | |
| | ③ 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底 | |
| | ④ 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底 | |
| | ⑤ 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく管理の徹底 | |
| | ⑥ 酸素欠乏症等の防止対策に推進 | |
| | ⑦ 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止ための換気等の実施 | |